

## 地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

2. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

また、地方債の償還に対する財政措置の充実及び償還年限の延長を図ること。

3. 地方債協議制度が見直され、財政状況が良好な団体が民間資金債を発行する際には協議が不要の事前届出となったが、地方債の信用力や金融市場に影響することがないように、市場関係者等に対して十分な説明と周知を行い、貸し渋りや地方債金利が上昇することがないように万全を期すこと。

4. 既存の起債充当率を引き上げるとともに、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。

また、人口減少及び行財政改革等により供用廃止となった公共施設の解体工事等について、起債対象事業の拡充を図ること。

5. 臨時財政対策債の制度が存続する間は、不交付団体に対する発行可能額の制限措置を撤廃すること。

6. 宝くじの収益金の使途については、国が定めた事業に限定されているが、地域医療に資する病院再生の取組等、地域の政策課題に機動的に活用できるよう、使途の拡大を検討すること。

7. 東日本大震災関係

被災公共施設に係る公的資金等からの既存債務については、借入金の特例的な償還免除等、負担軽減措置を講じること。